

古河市管理道路側溝への浄化槽設置に伴う放流に関する取扱基準

道路側溝は、本来、路面の雨水排水を目的として設けられた施設であり、家庭からの排水を本市が管理する道路の側溝（以下「道路側溝」という。）へ放流することは原則として認めていない。

しかし、公共下水道等、家庭からの排水を処理する施設が整備されるまでの期間、臨時的な措置として、第1項から第4項までに規定する全ての基準に該当する場合に限り、家庭からの排水を道路側溝へ放流しようとする者（以下「申請者」という。）の申請に基づき、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽の処理水の放流を認めることとし、この取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

1 対象となる地域

公共下水道、農業集落排水等が整備されていない地域であって、道路側溝以外に流末を形成する施設がない地域であること。

2 対象となる浄化槽

- (1) 処理対象人員30人以下のものであること。
- (2) 設置された浄化槽の使用が廃止されるまでの間、関係法令に基づき適正に維持管理されるものであること。
- (3) 浄化槽法第13条の規定による国土交通大臣の認定を受けた浄化槽であること。

3 放流管の取付位置及び構造

- (1) 放流することができる道路側溝は、流水が地中に浸透することなく流末が水路等に流れるもので、断面の高さ及び幅がそれぞれ300ミリメートル以上であり、かつ、道路側溝の断面に余裕があるもの（当該断面の高さ又は幅が不足する場合で、申請者の費用負担による道路法（昭和27年法律第180号）第24条に規定する承認工事により当該断面を確保した場合を含む。）であること。
- (2) 道路を縦断又は横断して接続するものでないこと。ただし、やむを得ない場合であって、最小土かぶりとして600ミリメートル以上を確保できる場合は、この限りでない（別図参照）。
- (3) 将来における道路整備等の計画のある箇所においては、将来計画との調整を図り、手戻りのないような位置とするものであること。
- (4) 放流管の口径は、100ミリメートル以下であること。

(5) 放流管の道路側溝との接続部は、生コンクリート等により補強を行うものであること。

(6) 雨水処理を行うものでないこと。

(7) 既設の占用管に接続しようとする場合は、次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 当該既設管の占用者の同意を得た上、第5項第1号に規定する申請の際、その旨を記載した書類（既設管の占用者の押印がしてあるもの）を添付すること。

イ この基準の制定前に接続した既設管であって、第2号に規定する基準を満たさないものに接続する場合は、土かぶり等について十分検討すること。

4 放流期間

次のいずれかまでの期間とする。

(1) 道路管理上支障がないと認められる期間

(2) 公共下水道等の家庭からの排水を処理する施設が整備されるまでの期間

(3) 道路管理上必要が生じた場合その他の事由により放流を禁止するまでの期間

5 道路法上の取扱い

(1) 申請者は、道路占用料条例（平成17年条例第121号）及び道路占用料条例施行規則（平成17年規則第141号）に定めるところにより道路占用に関する申請を行わなければならない。

(2) 放流管は、道路法第32条第1項第2号に該当する物件（水管類）として扱うものとする。

(3) 占用料は、免除とする。

(4) 占用の許可期間は、5年間とする。

(5) 当該占用の許可を行う際、道路管理者は、申請者に対し、道路側溝からの逆流水又は堆積物による道路側溝の機能不全を原因として生じた浄化槽の損害等については、損害賠償等の請求を行わないことを許可の条件として付すものとする。

6 その他

この基準に定めのない事項については、「茨城県道路占用許可基準」及び「茨城県道路管理の手引」に準じるものとする。

7 施行期日

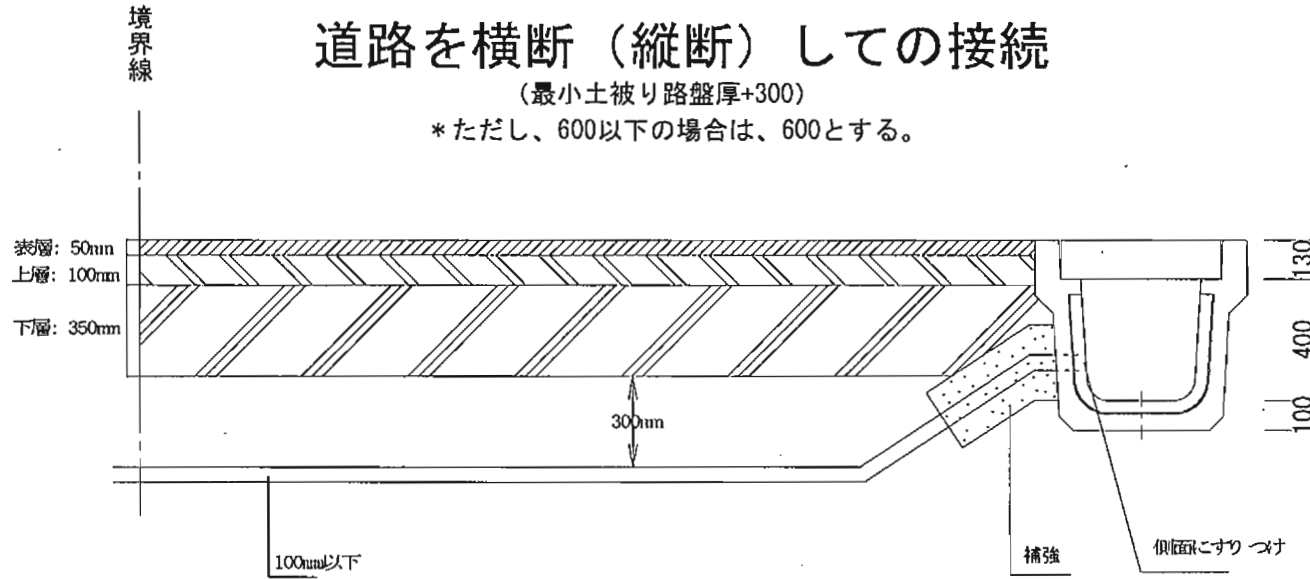
この基準は、平成24年7月1日から施行する。

標準図

道路を横断（縦断）しての接続

(最小土被り路盤厚+300)

*ただし、600以下の場合は、600とする。



既設占用管に接続する場合

